平成２９年（フ）第１３５号
福岡県久留米市上津町1479番地３の２　クレオコーポ301号、前住所福岡県久留米市上津町1136番地３　北田団地２棟302号
債務者　大迫　賢志
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２０１号
福岡県小郡市大保1437番地６　コーポラス一栄106号
債務者　宮本　　信
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３０２号
大分市大字三芳339番地の11（シャングリラ大道台Ａ203）
債務者　山村　　空
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９９号
宮崎市大字島之内6950番地
債務者　戸髙　明一
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８０号
鹿児島県鹿児島市清水町14番26号
債務者　松見　弘次
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
鹿児島県鹿児島市石谷町1900番地２
債務者　帆足　美幸
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３９１号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目43番45号　小山ハイツ201号
債務者　鈴木三枝子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５７１号
埼玉県三郷市戸ケ崎3194番地１　原口ハイツ103、旧住所埼玉県八潮市大字大瀬1625番地21
債務者　鈴木美佐子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
長野県飯田市鼎中平2406番地１
債務者　村松　孝志
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第９１１号
京都市山科区大塚元屋敷町43番地の16
債務者　廣畑　康裕
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９７２号
京都市伏見区小栗栖中山田町60番地　府営住宅小栗栖西団地14―406
債務者　川俣　早紀
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１２号
京都府城陽市水主北ノ口14番地　京都府営住宅水主団地３棟508号
債務者　森本　眞由
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７１号
京都市伏見区醍醐上ノ山町４番地５　プロス・ウエノヤマ　202号室
債務者　山口　高広
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１００号
松江市東出雲町揖屋424番地１ポルトーボヌールⅡ101、住民票上の住所松江市西川津町640番地15
債務者　佐々木　翔
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０１号
松江市東出雲町揖屋424番地１ポルトーボヌールⅡ101、住民票上の住所松江市西川津町640番地15
債務者　佐々木有紀
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０９号
佐賀市大財２丁目４番46号　パシフィック佐賀Ⅵ305
債務者　江口　香織
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係